

花巻市市民参画・協働推進委員会（第2回）【記録】

日時 平成20年8月29日（金）午後2時～午後3時50分
場所 花巻市役所本館3階 委員会室
出席者 委員12名（欠席3名）
内容 1 開 会
2 あいさつ
3 諮 問
4 協 議
（1）市政への参画方法の研究、改善について
（2）市民参画の評価について
（3）今後の審議の進め方について
5 その他
6 閉 会

事務局(佐藤地域振興課長補佐) (本日の出欠席の状況を確認後、第2回推進委員会の開会を宣言。)

議長 本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。前回の第1回委員会は委員の初顔合わせということで、それぞれのお立場で、これまで市民生活の向上のために取り組んで来たこと、或いはこれからの市民の参画・協働を推進していくにあたっての思いや願いをいろいろと発表していただきました。各委員さんの思いや願いというのは多種多様であります。それぞれの体験や歩んでこられたことを基にした貴重なものであると思いますので、こういう思いや願いを尊重しつつお互いに理解し合いながら、市民の参画・協働を心一つにして推進していければいいなと思っております。

前回お二人の委員さんにご出席いただいておりませんでしたので、本日、会議を始めるにあたって、自己紹介と市民の参画・協働に関わってコメントをいただければと思います。

伊藤委員 前回の委員会を欠席し申し訳ございませんでした。私は盛岡に住んでいますが、花巻市民の気持ちになってこの委員会に臨んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

八重樫委員 大事な第1回の会議に出席できず申し訳ありませんでした。試験に係わる大事な授業で欠席させていただきましたが、二度とこのようなことのないようにしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。私は成人式を迎えました。生まれ育った花巻市をもっと活性化するためにはどうしたらいいのか、二十歳なりの視点から考えられることがあるかと思っております。このような会議に参加させていただくのも初めてで緊張もしますし、私で務まるのかどうかという不安もあります。それでも、任期の間は、皆様のご指導をいただきながら精一杯やらせていただきますのでよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、本日、市長さんのほうから当委員会に諮問があるようですので、よろしく願いいたします。

(大山地域振興部長 (市長代理) より照井委員長に諮問書が手渡される。)

諮問内容

- 1 市政への参画研究、改善について
 - (1) 参画の適応対象について
 - (2) 参画のしくみ
 - (3) その他市政への参画方法に関する事
- 2 市民参画の評価について
 - (1) 事前評価
 - (2) 事後評価
- 3 その他市民参画の評価に関する事

照井委員長
(議 長)

市長さんより諮問書を頂戴いたしました。委員の皆様のお手元に写しをお配りしておりますので、ご覧いただきながら進めさせていただきます。

それでは協議に入りたいと思います。諮問の内容に入る前に、今後の審議の進め方について皆さんで確認していただき、それに則って協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。一つは、一回の審議時間について、前回はふまえて、あらかじめ審議時間を設定して協議してまいりたいと思います。二つ目は、今後、委員会をどの程度開催するのか。予定しながら内容によっては臨時に必要な場合もあるかもしれませんが、今、出発にあたって確認しておきたいと思っております。三つ目に、いただいた諮問に対する答申の時期をいつにするか。考え方はいろいろあるかと思っておりますので、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。四つ目として、議事内容の公表について、それから委員会の情報の公開について、併せて委員会の情報を公開した場合に市民の方々からご意見等寄せられるかと思っておりますので、そこへの対応の仕方について。私達委員だけで資料を整えるのは難しいかと思っております。必要な資料が出た場合にどのようにするのか、事務局をお願いするかたちでいいのか、そのへんを含めて、そのほか皆さんから審議をすすめるにあたって確認したいということがあれば確認してまいりたいと思っております。

それでは最初に、一回の審議時間についてご意見等お願いいたします。

丸山委員

大人の会議は2時間が相場だと思うのですが、非常にこれは、やりだすと深いものだと思うんです。一回一回結論が出ないこともたくさんあると思うので、最低2時間半は確保していただくのが良いのではないかと思います。それを越えた場合は、皆さんの合意で、これで打ち切りとか。状況次第ということですが、やはり2時間は、しんどいかなと思います。是非2時間半、延長ということをお願いしたいと思っております。

議 長

2時間半というご意見が出ましたけれども、ほかの委員さん方のご意見ございませんか。

藤井(公)委員

2時間か2時間半の30分という幅が、どの程度重みを持つか私には理解できない部分もありますが、いろいろな仕事を持ちながら、この推進委員会の重要性を鑑みながら参加しているわけですので、出来るだけ2時間ということをもって効率良く審議を進めていただければと言うふうに私は思います。

議 長

ほかにはございませんか。

佐藤(藤)委員

時間は私も2時間で良いと思っておりますが、ただし、そこで決まらないことがある

のではないかと思っています。その場合にどうするのか、次に延ばして良いものなのか、或いは何が何でも決めなければいけない中身があるのではないかとと思うのですが、その部分をどうしていくのが大変ではないかと思えます。軌道に乗ってくると大きな部分ではないかもしれませんが、最初の年度や2年目、3年目の段階では、そういうことで良いのではないかと思えます。

菊池委員　私も2時間が適当と思えます。会議では2時間が集中力の限度かなと思えますし、今おっしゃっていたとおり、何か延長してやらなければならないときは、それはそのときの判断でやるということで、基本的には2時間ということで良いと思えます。

議　　長　　2時間と2時間半ということですが、ほかにございませんか。

丸山委員　原則2時間で結構ですが、2時間で切るということではなくて、状況によっては30分延ばすこともあるという含みを残していただければ、書面上は2時間ということで私は構いません。

議　　長　　ありがとうございます。それでは原則2時間ということで、内容によって皆さんにお諮りして、あと30分やろうというのであれば延長するという進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、この委員会の開催頻度と言いますか、内容が具体化しないところで何回というのなかなか決めにくいと思えますが、先ほどお話の中にありましたけれども、いろいろな仕事を持ちながら進めていく委員会でもございますので、無理のないところで、しかも内容的に充実した検討が出来るというところでバランスをとっていかねばならないと思えます。何か目安として挙げていただけないでしょうか。

丸山委員　目安もつかないと思うのは、何をやるのかということが、はっきりしないと思うんです。規約上、いわゆる条例から出てくるものと、今、諮問書にある、この1、2、3をやるということは、たいへんな作業だと思うんですよ。これとともに参画・協働のしくみということで、市民参画条例をどうするかという問題が大きなテーマとしてあるんですね。ですからそれも並行して考えていくのか、それともそれは別枠で考えるのか、別組織で考えるのか、今年度は市民参画条例をどうしようか、早急につくるべきなのか、条例に書いてあるからつくらなければいけないことではありますが、今年度中に作業スタートするのか、それとも来年度以降作業スタートするかということも議論しておかないと、全て同時進行だとすると、とんでもない混乱を招くような気がするんですよ。ですからそれをどこで議論するかということなんですよ。やはり参画のしくみとか評価のしくみとかを考える中で出てくる問題として捉えるか、それともある程度分けておくのか、それによっても回数って変わってくると思えます。

平賀委員　市民参画条例をつくるとなると大変なことだと思うんですよ。私たち委員で参画条例をつくる私は思っていなかったんで、関わることはたくさん出てくるのですが、今回は、諮問の内容を討議して、実際に動き出しながら、その後で市民参画条例をつくるほうが良いのではないかなというのが私個人の意見です。これと併せて条例をつくとすると、もちろん回数を増やさなければならないなと思えます。

議　　長　　ほかの委員さん方、いかがでしょうか。

高橋委員　私も平賀さんの意見に近いのですが、始まってまだ2回目ということで、委員さん

方が共通の理解の認識のもとに立っていない中で、いろいろとこれから議論していく中で、丸山さんがお話するように、必要だと思えば、やはりつくらなければならないだろうという気が高まってくると思うんです。まず諮問いただいたことを中心に進めていく中で出てくるという気がします。

議長

内容があって、その内容をこなすために何回くらい予定していこうという一つの考えなのですが、中身が今の段階ではなかなか見えない。そういうことであれば、別のことから考えて、例えば、それぞれがこの委員会に出席できる今の生活の中での回数などからだいたい目途をつけて、だんだん中身が見えてきた段階で臨時的に増やすというふうに考えていけば良いのかなと思います。

丸山委員

もう一点、この諮問書に書いてある1の(1)(2)(3)、参画の適用対象。この考え方も二通りあると思うのですが、何かの参画のしくみ、システムがあって、それで、これとこれの事業を住民参加を考えて、この事業に関してはこれとこれをやりましょうというやり方もあるし、しくみが出来ていないと選定基準が出てこないですね。ですから、前回起こりそうだったのが、事務局案として5つくらいのテーマがあって、これに関してパブリックコメントをやり、アンケートをとり、という単発なやり方をとりながら、その内にしくみをつくっていきましょうという考え方をとるとすれば、それほど面倒くさくなく出来るかもしれませんが、ただ、それをやっている間に、そのしくみということが疎かになると怖いので、単発のものをやりながら、しくみというものをどこでつくっていくのか、今、敢えてしくみと言っているのは、(2)の参画のしくみというものの自体が諮問に入っているわけですが、このしくみというものの自体が実は市民参画条例の一つなんですよ。だから(2)のしくみをつくるということは、ある意味凄く怖いことで、簡単な規約的なもの、ペーパー一枚くらいの制度的なものをつくってしまうのもしくみだし、では、ちゃんとそれを読みこなすためには、条例化したレベルのものがないと、このしくみも生きてこないという二面性も持っているんで、そのへんの複雑性ということを考えておかないと、なかなか安易に回数は決められないと思うのです。

佐藤(芳)委員

勉強不足で申し訳ないのですけれども、まず開催回数を決めるにあたって何をするかということが今話題になっているんですけれども、まずこの諮問書ですよ。参画の適用対象、参画のしくみ、その他市政への参画方法に関するのとありますけれど、例えば具体的にどんなことなのかということ、もう少し言葉を足していただかないと、審議する内容が、ターゲットがつかめないのです。それによって、今、話が混乱しているのは、私は何をやらしたいのかということと、それにはどれくらい必要なのか、そのバランスが分からないわけですよ。とりあえず聞いてもよく分からないかもしれませんが、この諮問書の内容をもう少し具体的に聞かせていただくのはいかがでしょうか。

藤井(公)委員

今、丸山さんから話があった前回事務局から行政の課題がございましたが、昨日、あの中の障害者福祉計画の委員会がございまして参加したのですが、自立支援法に基づく障害者福祉計画のことについて、いろいろな方々が参加されているんですが、最初はなかなか意見が合わない、何を指そうか、やはり議論を重ねていくと段々分かってくる。今回も勉強されている方、私のように素人的に参加されている方も含めて、この福祉計画のための議論を積み重ね、本会議は年に2回か3回くらいですが、障害者部会とか、知的障害者部会とか、子どもの支援部会とか、事業所部会とか、かなりの人数が参加して部会構成をとっているのですけれども、部会については、だいたい

月1回程度集まって議論しているのですが、お互いにだんだん分かってくるんですね、自分が何をするか何をしなければいけないかということが。この委員会も月1回集ってみようと、そのうちに行政から情報が出てくるだろうと、そうやって進めていけば、例えば前回に次回の委員会を10月に事務局の方では計画されておったようですが、さらにこういう諮問が出てきたわけですから、もう少し我々自身、頻度を、時間を割いて月1回程度集まろうじゃないか、その中で議論しているうちに段々かみ合ってくるのではないかとというような考え方でスタートしてはいかがでしょうか。

議長 ほかの委員さんはいかがでしょうか。具体的に月1回というお話ですが。

(賛成の声あり。)

議長 では、よろしいでしょうか。まだ中身が見えない段階ですので、そういうかたちでまずスタートするというのがいいかなと。それでは、月1回ということで進めてまいりたいと思います。

丸山委員 必要に応じて増やす場合もあるということですよ。

議長 はい。
それでは次に行く前に、諮問の内容について、もう少し具体的な説明をいただけますか。

事務局(役重地域振興課長) それでは今日お配りしております「第2回市民参画・協働推進委員会について」に沿って説明させていただきたいと思っております。あらかじめお配りしていたものと内容は同様でございますが、あらためて説明させていただきます。まず、諮問の内容の前に、委員会の位置づけと役割についてでございますが、位置づけについては、委員会は地方自治法上に規定がございますとともに、また、市のまちづくり基本条例第15条に基づいて設置しております市の附属機関ということになってございます。その役割については、市民参画・協働推進委員会規則のほうに4点ということで明記してありますけれども、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるということでございまして、1号、市政への参画方法の研究や改善、2号として市民参画と協働の推進、3号として市民参画の評価、4号として条例の見直しというものがございます。それから2としては前回の主なご意見としてまとめさせていただきましたので、足りない部分もあるかとも思いますが、議事録は別途作成してございますので、こちらの方をお読み取りいただきたいと思っております。特に、この委員会で何を検討するのかということで、諮問事項については明らかにすべきではないかということでございまして、本日の諮問ということになっているわけですが、次の3ということで諮問事項でございます。

1点目の市政への参画方法の研究、改善についてということで、先ほどからお話に出ております参画の適用対象、それから参画のしくみという二本の柱をお示ししてございます。まちづくり基本条例のパンフレットをご覧いただきながらと思っておりますが、今、主要なテーマにしてございますのが、第7章の参画と協働の章になりますけれども、この中で12条に市政への参画ということで、市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民参画をしてくださいという規定になってございます。問題は、このまちづくりに関する重要な計画、或いは条例等とは、いったいどういう範囲なのかということでございます。市には毎年毎年膨大な計画なり政策なり事業を意思決定していくという仕事があるわけで

すけれども、もちろんこれが全部手続きの対象という事ではないかと思われすけれども、そういった中で重要なものとして、市民の参画手続きを適用するというのは、どういった範囲のものか、まずこの一般的なルールをお決めいただかないと、なかなか参画そのものを軌道に乗せていくことが出来ないのではないかということで、この範囲の考え方が一つでございます。これが参画の適用対象、その意味となります。それから参画のしくみというのが来ますけれども、同じ条例第13条に、前条の規定による市民参画の方法については、次の各号ということで1号から6号まで、具体的に意向調査やパブリックコメントといった手法が既に書き込んでございます。このうちの2以上を使ってやってくださいということですが、決まっているのはここまででございます。では具体的に意向調査というのはどういう計画のときはどんなやり方でやるのか、どういう対象でやるのかといったことについて、ある程度、市民の目線でみてこういう方法なら私たちも参画しやすいし、意見も出しやすいというようなことがあるかと思っておりますので、そのしくみについて、みなさんからご意見をいただきたいというのが、このしくみづくりという部分でございます。

それから2点目の、市民参画の評価についてということがございますが、先ほどご説明した4つの所掌事項のうち、第3号の市民参画の評価についてということでございます。これについても、毎年ルール、しくみづくりが出来た後の運用になってくるのではないかと思いますけれども、しくみに則って参画の適用がきちんと成されたか、決められたしくみに沿って実行されたか、そしてきちんと効果があったかというようなことを、決まったわけではないですが、やはりこの委員会で検証していただく必要があるのではないかということで、この評価のあり方をどうすればいいかというのが2つ目の大きな柱になります。そのイメージということで2枚目の表をご覧くださいと思います。今回の諮問、しくみづくりの具体的なイメージということで、あくまで例でございます。この委員の中に老若男女いらっしゃるということで分かりやすくイメージを持っていただくために、このように敢えて書いてみましたが、参画のしくみを諮問させていただきませんが、ここで想定される部分といたしまして、先ほどの適用対象、例えば、まちづくりに関する重要な計画とあるが、計画だけでなく事業もあるのではないかと、市民生活に直接影響のある事業は参画の対象にすることも考えていく必要があるのではないかとというような、例えばそういう対象をどうするかという議論。それから対象によって、市民参画の手法、意見交換会やパブリックコメントという規定がありますけれども、どういう組み合わせが望ましいか、例えば、この間お示しした中でも上水道、下水道のように専門的な用語が出てくるようなものについては、パブリックコメントといわれても難しいよねとか、そういったこともあるのかなということで例示してございます。それから今度は、しくみということで、運用になりますけれども、例えば委員公募すると書いてあるけれども、その公募の仕方についても、もう少し分かりやすくしてもらった方がよいのではないかとというような、ここについては運用ですね。それぞれの手続きをどう運用していくかという内容になります。これ以外にもいろいろあると思いますが、皆さんからご意見をうかがう中で、しくみというものを、まずは整えて、このまちづくり条例の運用をスタートに乗せたいということでございます。では、その後どうなるかというのが、下のイメージになるのですけれども、ここで評価ということができてきます。平年ベースで10年、20年、何をするのかということになると、評価というものが中心的になるかと思います。例えばということで、ここでは公共交通の実施計画を例にとって説明させていただきますが、公共交通の実施計画、バス路線をどうするかという計画をまずつくりたいいけないという企画に対して、どのように市民の参画を得ましょうかということになります。これをあらかじめ委員の皆様にも事前評価ということで諮問をいたしまして、もう少しお年寄りが参加しやすい方法もあるんじゃないとか、利用者から直接アンケートをと

るべきではないかとか、いろいろなご意見があるのかなというようなことで、まずその事前評価をしていただく。これを踏まえたかたちで、実際の市民参画を取り入れながら、行政が計画案を練るということになります。その市民参画いただいた結果によって必要な修正などを加えながら、最終的には計画を策定し実行に移すということになります。ここで事前評価していただいた内容に基づいてきちんとされたか、或いは本当に効果があったかというようなことについて事後評価ということで検証していただく必要があるかなということで、こういったイメージの流れを考えております。今回、諮問については2本ということで、規則の中では1号と3号とに分かれていますので、2本で諮問させていただきましたけれども、評価ということに関しては、1本目のしくみづくりのルールさえ形が出来てくれば、後は、評価はするかしないかさえ決まれば、そのしくみに則って評価を実動させることが出来るのではないかなというふうに考えているところです。ここについては、あくまで委員の皆様のお考え方でどのように整理されるかということでございます。

諮問の内容については以上ですが、答申としていただくかたちといったものについては、特段、事務局ではこういったかたちが望ましいといったようなことは、今のところございませんので、そのままルールとして適応してできるような、一言一句それを精査してつくるといふことか、或いは提言として最低限こういう範囲は、はみ出さないでほしいというかたちでいただいて、それを行政として整理するというかたちになるのか、そういうあたりも皆さんのお話し合いの状況に応じて対応していきたいと思っておりますので、自由にご議論いただきたいと思っております。以上で内容説明といたします。

議長 ありがとうございます。諮問の内容について説明いただきましたけれども、質問ございませんか。

佐藤(芳)委員 一番問題になるのは、まず入り口のところの1(1)の参画の適用対象の範囲はどうあるべきかという文言なんですけれども、買い物に行けば値札が付いてますから、これは買えるとか、足せるとか分かるのですけれども、行政に関わったことの無い者については、範囲と言ってもどっちに向いて考えた方がいいのか、よく分からないのですけれども、例えば、この例にあったように市民生活に直接関係あるものを対象にすると、市役所の全ての事業が対象となると思うのですが、それをもう少し具体的に教えていただきたいと思っております。

事務局(役重地域振興課長) すみません、説明が抜けたところがありまして、大変失礼いたしました。あらかじめ、お配りしている資料の中に、事例ということで付けさせていただきましたものがございました。あくまでも他の例ですので、イメージに縛られないでいただきたいのですが、例えば、宮古市の参画推進条例というものをご覧いただきたいと思っております。資料の2-1の2頁、第7条に参画の対象というのがあります。こういう決め方があるんだなという例としてご覧いただきたいと思うのですが、この中で第7条の2項ですが、次の事項については事前に参画の機会を保障しなければならないということで、例えば(1)市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改正。(2)として市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は変更。(3)公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更。(4)前各号に掲げるもののほか、特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの。というような線の引き方をしているという例でございます。次の第3項では、手続きの対象外として考えている例を提示しておりますけれども、第1号では、条例の改正又は計画の変更であって、その改正等の内容が軽微であるもの。それから2号の緊急に実施しなければならないもの。3号の法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施

するもの。4号として、市の執行機関内部の事務処理に関するもの。5号の市税（新規の目的税は除く。）の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの。これはあらかじめ対象から外すという考え方です。これを宮古市では条例として定めているという一つの例です。次の第8条では、参画のしくみという、参画の方法なのですが、どういう計画、或いは行政の手続きに関しては、こういう参画の手続きをしなければならないという組み合わせの部分を示しております。宮古市の場合は、個々の具体的な運用はこの条例の中ではなく施行規則というのがあります。ここで例えば第3条は、このようにありますし、審議会はこのようにと定めております。内容については、こういったものを、一つは描きながら、矛盾しますがこれに縛られずにということで議論をしていただきたいと思います。参考までに資料 No. 3 では、同様な内容を条例ではなくて、要綱で、市の規程の中で定めている例です。若干考え方が違うようですが、やはりある程度のラインできちんと参画の適用対象を決める文言を入れているということでは共通のラインに立っていると思います。資料の説明をさせていただきますが、資料 No. 4 として参画と協働の指針というのもお付けさせていただきます。これは一般市民向けの手引書といえますか、マニュアルといえますか、参画・協働を進めるにあたっては、こういうことだという啓発資料というイメージかと思います。こういうものも、いずれは必要ではないかなと考えられます。

議長 ありがとうございます。追加して説明していただきましたが、いくらかイメージが出来てきましたでしょうか。

佐藤(芳)委員 基本的なことで申し訳ないのですが、この諮問書の中身というのは、例えば、ここで範囲を決めると、その範囲のことが自動的に参画の適用対象になって、市民参画が行われるのか、或いは出てきたものは全て委員会を通るものなのか、そうでないのか、ということが分からないのですけれども、この範囲で決めたものは委員会で扱うということではよろしいのでしょうか。

議長 例えば宮古市でいうと、ここに項目が挙がっていますが、これに該当するかしらないかは、この委員会でやるということが良いですか。

事務局(役重地域振興課長) どういったものをこの参画手続きのまな板の上に乗せていくのかと、その一般的なルールづくりについては、諮問の内容がそのものですので、それを皆さんで話し合っていたいただいたものを、ご意見として、答申として出していただく。最終的には、勿論市役所の内部決定ということで決定をしなければならないので、そのかたちにする最後の作業はまとめなければなりませんけれども、そのルールが出来て、そのルールの中に、対象として出てきた、該当するものについては、先ほどご説明した平年ベースで行っていく評価の中で、この推進委員会の中でお諮りしていくということになります。

佐藤(芳)委員 そのルールに引っかかったものは、全てこの委員会で扱って考えましょうということが良いのでしょうか。

事務局(役重地域振興課長) 扱うというのは、評価の対象とするということですね。評価のあり方についても、今回の諮問の内容ですので、例えば全部で200、300あって、その中の100がこのルールによると参画の対象としてすべきものであるという場合、その全てを評価の対象とするのか、或いは現実的に重要なものに絞って審議をしましょうと、それも含めてこの評価のあり方ということを議論をしていただくことでございます。

藤井(公)委員　　まだまだ靴の上から搔いている感じがします。例えば勉強会のようなつもりで、新しい花巻市になってから議会にかけられた条例なり、重要な計画なり、たくさんあると思うのですが、それを部門別なり地域別なりに分けて、こういうものが今まで議会に審議された、こういうものが出来た、変更された、改正されたというものを一度出してもらって勉強会をしないとイメージ出来ないのではないかと思います。それをやると佐藤委員さんがおっしゃったように、こういう内容のものが重要だとみんなで認知しようと、こういう計画はパブリックコメントが必要だったんじゃないのかと意見が出てくると思うんですよ。今まで、そういうことがないまま進められてきたものもあるとは思いますが、議会では審議されていると思いますけれども、そういうものも勉強会で出してもらって、膨大な資料になるかもしれませんが、先ほど宮古市の例にあったような、こういうものは花巻としては重要として考えようじゃないかとかというのが、だんだんイメージが合ってくるんじゃないですかね。まだ、私も靴の上から搔いているんです、そういう意味では。

丸山委員　　事務局の説明に矛盾があると思うんですよ、この委員会自体の。というのは、今、課長が説明されたときに、宮古市を事例にとられましたね。宮古市の場合は、第7条、第2条でこう書いてあるよと。要するに私たちがつくるしくみというのは、ふたを開けてみたら実はこれなんですよ、最終的には。宮古市の参画条例の第7条に書いてあることが正にしくみの最小条件なわけで、こういうテーマ、こういう項目、こういう事業に関しては住民参加をしますよというルールを決めていくことが、このしくみですよ。それを何に対してどういう評価をするかというのが、そのディティールというか細かい評価項目になるわけだから、実は、市民参画条例をつくらないと言いながら、やる中身、トータルとしての条例化は別にしても、参画と協働と評価という中身は、とりも直さずこの条例に書いてあるようなことを考えるのがしくみではないですか。要するに、きれいに1条から10条までつくりましょうということではなくて、実は、しくみというのは、事業対象はこういう事業を評価します、その事業に対してはパブリックコメントします、意見交換します、市民会議開きますということが、実は、市民参画条例の中の対象事項であり、市民参画の手法なんですよ。中途半端なものをつくろうとしているのが、どうせやるならちゃんとした議論しなければ、初年度から抜け落ちてしまうわけだから、ちゃんとした議論しようということは、実は、この市民参画条例の評価対象であり、事業対象であり、評価するためのしくみでありを考えるのが、この諮問にある1の(1)の参画の適用対象、これをやるのが正にそういうわけではないんでしょうかね。個別の問題、今年度こういう事業がありますから、それに対してどうしましょう、こういう事業に対してはどうしましょうというのは、今年度に関しては並行で進めるか、まだしくみが出来ていないから、急ぐべきは、やはりここでいう参加のしくみと適用対象を決めることだと思うんですよ。抽象概念という意味ではないんですよ。もちろん、その前に勉強も必要だとは思いますが。

藤井(公)委員　　前回、何項目か市民の意見を聞きながら進めた方がいいというものがありましたよね。あれが全てなのか、又は我々の目線からみて、もっとあそこに5項目なり10項目なり増えても良いのではないかというのをやれば、重要度の視線なりが変わってくるんじゃないかなと。あれは、たまたま事務局の方で今年度こういうものが対象になりそうだとすることで出てきたんだと思うんです。あの中身を精査していくのが参画対象ですから、そのためには一回勉強会してみようじゃないかと。そうすると、前回事務局で出てきたもの以外に、こういうものも市民参画の対象としていいんじゃないか、重要性があるのではないかというのが我々の目線の中でコンセンサスを得るこ

とができれば、だんだん委員会の位置づけなり、進め方なりに具体化してくるのではないかという気が私はしています。

佐藤(藤)委員 条例が施行されて5か月経っていますけれども、実際に市民参画ということで、パブリックコメントなり何なりをやられている事業の計画というのものもあるわけですよ。そうすると、宮古市の例ではありませんが、あるところまでは、参画しましょうと出来ていることであって、それに対して我々が、これは入れる必要ないんじゃないかとか、あるんじゃないかということをしていくというのであれば、これは運用されている部分と分かるのですが、今これから、最初からどういうところをやっていくかと決めていくということになると、本当に膨大な時間もかかると思いますか、難しくなってくるのではないかというイメージがあります。そのへんが分からないところがあるのですが、どこの部分まで入っていけるのかということですよ。

佐藤(芳)委員 まずこの委員会のことなのですが、この委員会というのは、策定委員会の議事録を読んでみて、この委員会が出来た経緯は、策定委員会の方がここにもいらっしゃるんですが、推進委員会をつくるというのは、まちづくり条例ではなくて、市民参画条例と住民投票条例をつくりましょう、そのためにその担保として委員会をつくりましょうということなので、この委員会というのは、それなりの覚悟が必要だと思います。

議長 今いろいろお話が出ていますが、いわゆる具体的に事前評価、事後評価を進めていく前段として大まかなルールを決めましょうということなわけですよ。その大まかなルールを決めるときに、漠然としたかたちでルールを考えるのか、或いは具体的に事例を挙げて、実際やってみてイメージしながらルールを確定していくのか。今、そのところでご意見が出ているのかなと思うのですが、ほかの委員の皆さんはどうですか。

菊池委員 今の意見のどちらかといえば、具体的な中から問題点といいますか調整をしていくのかなと、漠然だとちょっと分からないと思います。

平賀委員 言葉だけだったら、ここに出ている事例が良いのではないかと考えてみていたのですが、やはりこの委員会として実際に事例を挙げてもらって、それについて実際にやってみて、この言葉では足りないということであればこれを足すとか、関係なかったら消すとかということも、参考には出来ると思います。実際に私たちは何もやっていない中で、言葉を羅列していくというのは凄く難しいと思っています。ですから、今、急いで答申しなくて良いのであれば、実際に事業を皆で考えてみたらどうかかなという気がします、何かそういう手立てはないでしょうか。

議長 いかがでしょうか。

佐藤(芳)委員 まずこれを考えるときに何を考えているかということよりも、事業というのが全部でいくつあるのか。10個や20個で、この前出てきたのは5つでしたけれども、花巻市役所でそのくらいしかやってないのだったら、それは一つひとつやっていけばいいのですけれども、一億も二億も事業があるのであれば、全部はやれませんよね。まず、その数は、どのくらいあるのでしょうか。

丸山委員 ちょっとその前によろしいでしょうか。事務局サイドに期待していたのはですね、

ここに出されているのが、諮問の内容で、基礎データなんですか。それとも、この最初の参画のしくみですよ、どういう事業対象であるとか、どういう手続きを入れるかとか、これのモデルは出されるんですか。今ここで出ている議論のそれが問題なんですよ。いったい花巻市でどういう事業があるか、橋の事業もあるだろうし、道路もあるだろうし、農林業もあるだろうし、商業、商工業、文化、協働参画、女性、何百、何千とあると、それとランクがあるわけですよ。市民生活に直接関係ある、行政が税金として扱うもの、それから国の法律で定まっているから市民にも手が出ないもの。そういう分類は出来るわけですよ。ある個別に。それから各地区、今のコミュニティレベルなら議論できる問題。だけどこれは教育問題であれば、コミュニティ会議でなくて、全市で議論しなければならない。そういうカテゴリー分け、個別の花巻にある具体的事業ではなくて、桜橋何とか改良工事じゃなくて、この規模の橋の工事であるとか、教育事業の学校再編であるとか、クラスの数とか、カテゴリー毎のランク分けレベル、そのくらいの事業が花巻ではたくさんありますよ。でこの中でいわゆる市民に諮って参画・協働できるものは何なのか。例えば、ここに原発をつくるっていった時には、市民総反対起こるだろう、それは当然市民全員に聞かなければいけないというのは当たり前ですよ。だけど今度、住民票を取るのを120円を150円にしますと、まあこれは市民投票しなくても決めてもらってもいいだろうというような抽象的な概念だけど、はっきりしたカテゴリー、条件を提示していただいて、こういうものが市民参画のどのレベルだ、これは意見を聞くだけでいいんだ、これはアンケートだけでいいんだ、これは実際集まってもらって計画を立てなければいけないんだ、これはちゃんと地元説明をしなければいけないんだ。というような抽象的な概念でもいいから、それをつくるのが多分この参画のしくみであると思うんですよ。それがある程度できた段階で、今度どここの事業があります。あの前回出された4つとか5つの事業ですよ、具体的に身障者問題の事業やりますよ、これは今、並行して良いと思うんですよ。まだしくみが出来てないから、これに関しては、今年度はまだしくみが無いから意見交換とアンケートと地元説明会をやって計画を練りましょうと、その個別対応と分けて、少なくとも今年度は分けて考えないと両方同時に並行的にやったら、どっちかがなくなってしまうと思うんですよ。一番やりやすいのは、3つでも4つでも事例をおいて、何とか公園計画があります、協働推進計画があります。女性参画計画があります、この事業計画はこうですよ、では、これは住民参画しますか、しませんかって。やっていくのはとても簡単だけど、それだけで今年終わってはいけません。花巻市の中で考えられる、あらゆる事業。それを概念としてはリストアップして、でこのレベルならどう市民参画、このレベルならどう市民参画という一応モデルをつくらなくてはならないと思うんですよ。問題はモデルをつくるのが、ここの中でやるのか、行政サイドがモデルをつくってくれて、ここで、それを議論して修正をしていいものをつくっていくというやり方が、どちらかなんですよ。ここの中でつくろうとしたら大変ですよ。まさに、藤井さんがおっしゃったように、いろいろな細かいことから勉強しなければいけないし、法律の問題もあるし、それからあらゆる事業に精通していないといけないし、プロジェクトの力もなければいけない。だからこの委員会でするときには、行政サイド、いわゆる事務局がたたき台をつくっていただくと、こういうプロジェクトあります、それに対してはこういう参画の可能性が。というものを、たたき台として出してもらって、それを審議していくというかたちになるのではないかなと思います。多分そうでないと不可能だと思うんです。今、出していただいたのが、そこまで考えていらしたかどうか。要するに段階、段階でシステムのモデルを提示していただく予定があったのか。それがあれば、今みたいな議論は出てこないんですよ。今ここに出ているペーパーと諮問内容だけで、これからどうしますかと言うから混乱してしまうのであって、今日は、あくま

でも説明ですよと、次にはしくみのモデルを出しますよって言っていたのであれば、もっと話がスムーズだったんですね。今、ゼロの段階から話が始まっているから、いろいろな意見が錯綜しているのだらうと思うんです。以上です。

議長

例えばこの委員会で、こうしてもらいましょう、事務局にそこをお願いしますということであれば、お願いするということで良いと思います。もう一つは、例えば事務局でカテゴリーなり、何か分類するときの基準のようなものを利用する。私の考えなのですが、例えば、宮古市でつくっている項目を利用して実際に花巻のものを分類してみる。実際に検討しながら、宮古市のこの分類については花巻市はもう一項加えようとか、或いはここをこういうふうに直そうとか、何か基になるものを改善するというか手直しをするかたちの方が、曖昧な基準のところではどうこうということではなくて、実際に具体的な事業にとりかかっていくというのが大事なのではないかと思います。そのあたりは、いかがなものでしょうか。花巻はゼロから基準づくりをして、分類お願いしていくか、あるものを活用させていただくかということですか。

事務局(役重地域振興課長)

丸山委員さんのご質問にお答えしたいと思います。モデルということで全ての計画や事務事業、かなり膨大になりますが、それをカテゴリー分けし、それに最適な参画の方法はどうかということを組み立てていくというのが、正に、皆さんに今回諮問しているしくみづくりということですので、その部分はこれからつくっていかねばならないということで、おっしゃるとおりだと思っております。それを進める上で、皆さんがどういった方法を取られて、事務局にどういう資料を出せとお命じになって、どのような方法ですれば一番審議が効率的なかたちで進むかということについては、正に今日これからの進め方という中で、必要な資料、情報という項目を挙げておりますけれども、その中で皆さんのご意見を聞いて準備、対応をさせていただきたいと思っております。情報については、分かりやすいかたちで出していきたいと思っております。

それからそのしくみづくりと具体的に適用の対象とするかどうかということで、説明が上手くなくて混乱させてしまったのですが、今、私たちが最初に行政として皆さんに出していただきたいということで諮問したのは、まずは、しくみづくりの部分です。例えば、リンゴを市場に出荷できるかどうか、これを誰がどのように決めましょうかというときに、赤い色が何パーセントだったら、糖度が何パーセントだったらとか、そういうルールはあらかじめ必要になります。今、このルールが無い状態ですので、皆さんでルールをつくりましょうというときに、そのリンゴを見たことも聞いたこともない、やはり腐ったリンゴから甘いリンゴから酸っぱいリンゴから、まず並べてみて、具体的に食べてみたり、或いは、そういった材料をみながら最終的には全部のリンゴに適用できるそういうルールをつくりましょうということに、今、その部分の議論を皆さんがされていたのかなと思います。最終的には、そのルールということにきちんと押さえて、後々それはこうだったとならないようにつくっていただきたいと思っております。何度もお話に出ているように、そのためには、具体的にリンゴをみてみたりということであれば、それは今年に関しては、ルールが出来るまでの間は材料ということで提供させていただきたいと思っております。そしてルールがきちんと出来上がれば、それに則って見直しをして進めていきたいという考えであります。

大山地域振興部長

補足させていただきますが、この第12条の、市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、市民が意見表明する機会を保障するものとします。皆さんの思いの中に、計画が膨大にあるのではないかという誤解があるかもしれません。というのも、新市になってから既に策定済みの計画が多いので、これから予測される

ものについては、今までと違って多くないのではないかという気がします。また、条例についても、新市となってから多くを制定済みとなっておりますので、改廃が中心となりますので、凄く膨大だというイメージではなくて、ある程度重要な位置づけのものについては、分野毎についてある程度は特定されてきているのではないかという気はしますので、今、たたきき台をつくるに当たって、今までつくった計画を一覧表にするというようなことをお示ししながら、それを土台にするということは、これからのしくみづくりに当たっての参考にはなるのではないかということをつけ加えさせていただきます。これまでつくられた内容についての精査をいろいろと参考にしながら、しくみを考えてもらうというのが、案外分かりやすくなるのではないかということを補足させていただきます。よろしく申し上げます。

藤井(公)委員　　今、お話になった既に出来た計画とか事業は、結構、市民参画の手法にのって学校再編とかの分もやっていますよね。実際にやってきている事実もあるわけですから、今おっしゃったような、もう一回出してもらって、これは上手くやっているんじゃないかとか、これは市民の目線から見て本来だったらこうだとか、パブリックコメントまでやっても良かったんじゃないかとかというようなことを出していくと、我々の立場から見た重要な事業とか計画というのはこんなイメージかなということを押さえる勉強会、会議をやってみたいかがでしょうか。

議　　長　　　　いかがでしょうか。そうすると事務局は、たたきき台をつくれますね。たたきき台をつくる際の基準はまだないということですから、今ここでは、例えば宮古市でつくったものを、仮のものとして利用させていただいて、それに基づいて、まずたたきき台をつくっていきまして、最終的には花巻としての仕組みや対象をきちんと判別できるようなものをつくっていくと。こういう取り組みでいかがでしょうか。

丸山委員　　　　事務局サイドに質問ですが、一年半やってきている中でこれが一番大事なテーマだったんですよ。どういう事業を参画・協働、いわゆる市民参画の評価対象にするかという時に、あの時のお答えは、基本計画はもちろん参画対象ですよ。それから総合計画、それから年度計画、これも対象なんですよ。そうすると項目っていうのは100とか200とか300あるわけですよ。ありますよね、要するに事業は。

大山地域振興部長　　実施計画の事業と言う意味でしたら、それくらいはあると思います。100とか200という単位です。

丸山委員　　　　ですから、そのどれを市民参画の対象にするかという、その判断をするのがしくみなわけですよ。

大山地域振興部長　　少し勘違いされている部分があるかと思いますが、実施計画に乗っている事業については予算付けしている事業です。

丸山委員　　　　市民協働・参画というのは、事前参加、事後参加なわけですよ。計画を立てる前に市民が参画をして、それで計画を立てて、やっと事業予算がついて、その事業を遂行して、結果が出て、結果評価も市民参画なんですよ。これが市民参画なんですよ。今、部長がおっしゃっているのは、今年度はもう出来たから仕方がないというのは分かりますよ。そうでなくて、毎年行われる、単年度事業だろうが3か年計画であろうが、10か年計画であろうが、基本的には行政が立案する事業、計画全てが、本来は市民参画対象なんです、本来は。要するにそれが市民参画、市民自治という原則なんですよ。

あくまでも原則ですよ。その中で実際に市民が手を出せないものもある。憲法、国の法律で決まっていたり、それから、あくまでも専門的過ぎる部分、本当に原発の放射能汚染、放射能ウラニウムがこれ以上あるという問題を、市民が、いやそんなのないよといっても意味がないわけで。そういう市民が手が出ない、科学者でしか手が出せない部分がある。ただし科学者でしか分からない部分であったとしても、その科学者の出したデータに対しては、市民は評価しなければいけないんですよ。市民参画という前提が、部長が考えていることが間違っているということを言っているんですよ。全てしなさいと言っているのではなくて、その中から取捨選択する、その条件をつくらない限り、一体何が市民参画なのか分からなくなってしまうんですよ。

藤井(公)委員 毎年、何百という事業について、この委員会が全て目を通すということになると、市役所はもう一つ必要なわけですよ。ですから重要なテーマということで押さえられているわけですね。重要なテーマの重要度をどう判断するかという基準をつくりましょうというわけですから。今まで合併してから計画なり大きな事業もやったと思いますから、それをいくらか精査したものを出示していただいて、それを少し勉強してみようじゃないか。そうすれば重要度のテーマを、基準を、何となくオーソライズされていくんじゃないかなと。そうでないと、前に進まないですから。

丸山委員 藤井委員さんのおっしゃっていることにちょっと反論したいのは、精査を行政がやっては困るんですよ。精査はこちらサイドでやらなければ。

藤井(公)委員 基準に合わないような精査の仕方になったら、この協働推進委員会でせっかくつった基準に反しているよということで、我々が行政に対して意見が出せると思います。

丸山委員 基準をつくるためには、あらゆるものが出た中から、どのものを取捨選択するので初めて基準が出来るわけで、基準が出来れば、その基準に則ってやればいいんです。その取捨選択をこちらサイドでやるのではなくて、こちらサイドからは、一応全てを提示してもらおうということを言いたいんです。

議長 まず先ほど確認したのは、一つの仮の基準に基づいてたたき台をつくってもらう。それをいろいろ議論しながら花巻としてのルールなり、その仕組みをつくっていくと。それで、当然、その時点で出来ても、具体的な事例を当てはめたときに、ここは手直しが必要だということが出てくるでしょう。そういうことを皆さんで審議しながら、より良いものをつくっていく。そういうことで良いのではないのでしょうか。

佐藤(芳)委員 出てきたものが重要なものということであれば、全部市民参画しなければいけないのは当然なことですが、問題なのは、出てこなかったものが、どんなものだったのかということなんですよ。それが出てこなかったものに対して市民参画すべきものがあるのではないかというのが、出てこないと月1度やるような委員会では、どうにも手が出せなくなってしまうですよ。ですから、そのへんのところをきちんとしないといけないと思います。

藤井(公)委員 僕は常に性善説なものですから、基準がちゃんとできれば行政が提示してくれるだろうと思っています。

平賀委員 市役所と私たちは全然別なもののような感じが、聞いていてどうしようかと思っています。両方とも信用しないで、この会議を開いていくということは、すごく

時間がかかりすぎるかなと思ったのですけれど。

佐藤(藤)委員 信用していないということではないと思うのですが、この参画という意味の捉え方がまちまちなのでそれを整合するのに時間がかかるということだと思います。

議長 まず具体的に進めていきましょう。さきほど確認したことで、議論しながらやっていくということではいかがでしょうか。

佐藤(芳)委員 一つの事業をやるときに、やる側とやられる側というのは、立場は違いますよね。例えばここに道を通しましょうと、これは通した方が良いでしょうという話になると思うのですけれど、そこにあった家はどかなければいけない。退きたくはないですよ。ですから、そういうときに意見のギャップというのは、やる側とやられる側どちらも良心に則ってやっても意見の食違いが出てきて当たり前だと思うんです。ですから、そのへんのところを、この市民参画をきちんとしましょうというところではないでしょうか。

藤井(公)委員 バックアップシステムとしても議会がありますから、我々が議論して重要だと考えて行政側が重要ではないと考えた。しかし議会に出れば100%分かるのではないのでしょうか。バックアップシステムがあるという前提に立って良いのではないのでしょうか。

丸山委員 この委員会の考え方が随分出ていると思うんですよ。というのは市民が行政を批判したいわけじゃない、私も批判したいわけじゃない、それからいつも批判の目で見ているわけじゃない、いつも議会を疑っているわけじゃない。だけど今まで議会なり行政がしっかり動いてきたら、日本全体の問題も含めて、花巻も含めて、東和も含めて、石鳥谷も含めて、大迫も、あれだけ赤字をつくっているいろいろなものが出来てきた事実があるんですよ。つい昨日まで、それは行政を信じてきたわけですよ市民は、議会も信じてきたわけですよ。それで全て上手くいっているのなら、今更、条例なんて作る必要はない、まちづくり条例もいらない、一回目でお話したように。だけどふたを開けてみたら、国は千兆近い借金を抱え、花巻も600、700億の借金抱えているわけですよ。明日つくられるものが、ひょっとしたら無駄なもの可能性があるんですよ。行政が立てている事業の中で、今、動いている事業の中でも、いらぬものがいくつもあるはずなんですよ、市民の視点では。もちろん賛成派もあるでしょう、反対派もあるでしょう。だけどそれを議論できる場をつくりましょうというのが、この場なわけですよ。だからこれは行政を疑っていますとか、信頼してないとか、議会を信頼してない、疑っているではなくて、新しいかたちの、市民と行政が一緒になって、これから動いていく、新しいルールをつくりましょうという場なんだから、ここで議会があるからもういいんだとか、行政を信用しましょうよというのは、ある意味、禁句だと私は考えているんですよ。もう一回繰り返します、疑っているのではないですよ、新しいしくみをつくるんですよという感覚で議論したいんですよ。

議長 今つくりましょうということで話が進んでいましたから、何も無くては良いと言っているわけではないですよ。一步踏み出す踏み出し方を、いろいろ気になることがあるのですが、そこをやっていても一步も踏み出せないの、まず踏み出しましょう。まずたたき台はつくっていただけということで、話を進めてまいりたいと思います。実は答申時期の中で、こういうお話が出ていますが、いわゆるこういうことから考えますと、今回諮問いただいたことが一通り審議されて最後までいった時点で、もう一回振り返って、答申をまとめて出すということによろしいですね。初めから時期を決

めて中途半端に出すというのは、やはりよくないと思いますので。後は、議事の内容の公表とか、委員会の情報とか、ここの部分については、いわゆる一般的な審議会等公開することになっていきますので、それに則って進めていくということで良いかと思えます。あと一点、委員会の情報公開した後に市民の方々からご意見が来ると思うのですが、その扱いについて皆さんからご意見をうかがっておきたいと思いますが、いかがですか。

藤井(公)委員 どういうことでしょうか。委員の一人である私に、委員会の中身について問い合わせが来るということですか。

議長 そういう意味ではなくて、例えば事務局のほうにいろいろと、この参画・協働に関わる意見とか、或いは、この委員会の進め方に対する意見。公開するという意味は、多分意見が来るのではないかと思うのですが、その時にそれをどう扱っていくかということですか。

丸山委員 これは事務局にもお願いしたのですが、この委員のメンバーを少なくとも広報には公開してほしいですね、それと連絡先くらいは。というのは、この推進委員会というのは、条例がどう動いているとか、参画推進がどうなっているか、ということをして市と対等に評価する機関なわけですから、私たちが、市民の方の意見、ここのところが困っていた、ここのところおかしいねというところを、あくまでも参画・協働に関してですけど、どこどこに橋つくってくれではなくて、そういう意見は、素直に私たちは聞いて、乱暴なものじゃないものはこの委員会にやはり諮るといようなことをしくみの一つとしてつくっていきたいんです。ですから事務局さんどうぞではなくて、こちらの方々にも、というのは団体の方々というのは多分そういう視点で来ているわけですよ、婦人の方々を把握している、農協の方は農協の団体を把握している、私たちも市民で、市民としての一対一のお付き合いはあるけれど、もっとバックには、たくさん市民がいるわけだから、こういう意見は推進委員の誰々さんに意見を言っておけば、委員会で議論してもらえるねという、そういうアプローチのしくみも公開してほしいです。

議長 他にご意見ないですか。

藤井(公)委員 事務局にきた意見については、箇条書きでも良いので、ここに明記していただければ良いのではないのでしょうか。後はそれをどう斟酌していくかを委員会で決めれば良いわけですから。

議長 委員個人のもの、今の委員の連絡先といったものについては公開しない。名前は公開で良いと思うのですが、例えば夜に電話が来るなど、いろいろなことが実際に起こっているわけですから、この委員会に対して何かある場合は、事務局に連絡していただくということで良いのではないのでしょうか。統一していきましょう。

丸山委員 この会議のすすめ方になってしまうのですが、その他と言う項目でも良いですから、何らかの提案事項、意見を聴く時間をとっていただきたい。これは、あるか無いか分からないけれど、市民の声、団体の中からある声が出てものを、この中で議論出来る時間を、毎回やるとは限らないですが、確保していただきたいと思います。

議長 今のことについての私の考え方なのですが、事務局に寄せられたご意見は必ず報告

していただく。報告していただいたものをどうするかという議論ではなくて、その報告されたものをそれぞれ委員さんが踏まえてその後の発言をしていただく。例えば、市民からこういうことがあったけれど、自分としては、それをこういうふうに捉えてこうした方が良いと思うけれど皆さんいかがですかと、というかたちにすると、それぞれの委員さん方が自分のこととして責任を持って発言できるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

藤井(公)委員 自分の意見を持つということですね。

菊池委員 皆さんいろいろなところから代表者として来ているし、学生さんもいますからね。そういった方々の意見を取り入れるようなかたちにしていくべきだと思います。

議長 では、そういうことで進めていくということとします。

佐藤(芳)委員 公開のことなのですけれど、もう少しスピーディーにやってもらわないと、今度の委員会はいつやるということですが、例えば今日の委員会については、ホームページでは探せなかったのですが、傍聴席の方には、いっぱい来ておりますけれども。どのようにして知ったのかは分かりませんが、やるのであればやる、やったのであればやったと、内容はまた後できちんと載せるにしても、やりましたよとか、中身はこうでしたよ、諮問書があったとか概略ぐらいのことは、5分10分でアップできることなんでしょうから、スピーディーにやってもらわないと。例えば、去年のことが今載っていたりしても、あまり意味が無いわけですから、今日のことは今日、明日すぐに市民にお知らせをするようなかたちにつくっていただかなければいけないと思います。

議長 情報公開についてですが、いかがですか。今のような概略でもいいからスピーディーにということですが。

大山地域振興部長 はい。それは進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 それではそのようにお願いしたいと思います。

それでは、一通り今後の審議の進め方という大きい枠で進めてきたのですが、その中で、いわゆる対象、或いは参画のしくみづくりについて、たたきき台をつくってやっていきましょうということになったのですが、その他、これからの進め方について、或いは必要な資料等について何かございましたら、この機会にお願いしたいと思います。それから、後30分くらいの予定ですが、今日、まだ発言されていない方には、一回はお話していただければと思いますので、是非お願いしたいと思います。その前に全体的な進め方について、私が挙げた項目以外に皆さん方からお話があればお願いします。

高橋委員 基本的なことですみませんが、月1回のペースでということは良いのですが、前もって、出来れば毎月何日とか第何曜日といったかたちで基準を決めていただくことはできないでしょうか。

議長 私もそう思います。それでは今日は、まず大まかにでも決めますか、次回いつにするかですね。

藤井(公)委員 行政サイドで、第何曜日という決め方ではどうですか。

事務局(役重地域振興課長) その前によろしいでしょうか。月1回というペースでというご意見がありましたので、基本的にそれをベースに考えていきたいと思っておりますが、現実の問題としましては、今年度に関して、前回お知らせしましたように予算上組めるのは3回ということになります。そうはいつでも間に合わないということで、いろいろやりくりをしますと、今の段階では4回まではお約束出来るかと思いますが、報酬無しで集まっていたわけにはいかないの、これから財政上の協議を行い、必要であれば議事に補正予算を計上していただきという手続きが、今年度に限っては必要になります。皆さんのせっかくのお考えですので、その方向に沿うように努力をいたしますが、今ここでお約束は出来かねるということをご理解いただきたいと思います。

議長 4回というのはトータルですか、これから4回ということですか。

事務局(役重地域振興課長) 全体で4回ということ。それ以上になると協議すべき相手がありますので、ここではお約束はしかねるということ。努力はさせていただきます。

議長 せめて後3回くらいはお願いしたいと思います。

丸山委員 ですから最初から甘かったんですよ、これははっきり言っておきます。

大山地域振興部長 予算の関係がありますから、今の段階で毎月出来るかという確約は出来ないということです。皆さんの意見に沿うような、意向に沿うよう頑張ってみますので、次回は、概ねそういった意向を示せるのではないかと思いますので、次回のことのみ、或いは目安を決めていただくということをお願いいたします。

藤井(公)委員 準備の関係もあると思いますから、今日は29日ですから、9月ではなく10月の日時を調整して決めていただければと思います。

議長 皆さんは金曜日がよろしいですか、私はずっと金曜日が詰まっていたので、10月20日頃はいかがでしょう。大学生の皆さんは試験と重なりませんか。大丈夫でしたら、10月20日はいかがでしょう。

(賛成の声あり。)

丸山委員 一点、確認なのですが、結局今年度は何をやるのでしょうか。

議長 今度は、たたき台が出てきますよね。

丸山委員 では、今年度始まっている事業はどうするのですか。前回4項目挙がっていましたが、今年の評価項目をどうするかというのはネグレクトするんですか。要するにしくみづくりだけを今年やるのか、前回出てきていたのは、今年度しくみが出来る前であるけれど4項目、5項目に関して市民参画を事前評価をどうしますかということもやろうと出ていたわけで、そのことはどうしますか。というのは、それはかなり早くやらないと、ほっといたら事業終わってしまうわけですから。それは今年はやらないと、今年事後評価も全くしませんよ、あくまでもしくみづくりに徹するんだということ

であればそれも一つ。だけどせっかく起こっている事業があるのだから、事例としてやってみましょうというのが一つだと思います。

議 長 事例としてやることで、いかがでしょうか。

丸山委員 そうであれば、早目にやる必要があるから次回にはやらなければいけないでしょうということを提案しておきます。

大山地域振興部長 そのことについてですが、前に提案した内容は、計画そのものが去年からスタートしているものもあります。まちづくり基本条例が出来た段階で、この参画の方法、いわゆる2つ以上を取り入れてやりましょうということについては、庁議の中で、スタートしていますが、これについてはやって下さいということでは言っているものの、最初からそういうスタートラインではなかったものですから、指摘をしたとしても反映は出来ないかもしれません。ですから今後こういうやり方について、やり方としての検証、評価、事後評価になると思いますけれど、その次につながるような評価になるのだと思います。そういう評価であれば提言といったことは出来るのではないかと思いますし、同時にしくみづくりに当たっての参考にはなるのではないかという気がします。

議 長 それでは事例研修ということで具体的なものを提示していただいで進めていくということとしたいと思います。

佐藤(芳)委員 そうであれば、それに関する詳しい資料について事前に送っていただければ検討しやすいと思うのですけれども。

議 長 今のたたき台の検討と併せてやっていけるでしょうか。

大山地域振興部長 場合によっては担当の説明も必要であればやるということで、よろしければそういうかたちもとりたいと思います。

佐藤(芳)委員 出来れば、例えばアンケートを行ったということで、この前は拳がっていたというのもあったのですが、どのようなアンケートを行って結果がどうだったのかという中身まで出来れば知りたいと思います。

大山地域振興部長 それは用意したいと思います。

議 長 それでは、まだ発言されていない方に一言ずつでもお願いできればと思います。

伊藤委員 今日初めて参加させていただきましたけれども、圧倒されてしまって、後は緊張していましたので。参考にさせていただいて考えていきたいと思います。ありがとうございました。

八重樫委員 私も、今回このようなことは初めてでしたが、今の花巻のまちというのは、あまり若者向けという感じではないと思っているのですけれども、どちらかという大人向けな施設ばかりで、でも、そういうことも含めて花巻というまちになっているので、

これから会議の度に勉強させていただいて、よりよいまちづくりが出来るといいなと思います。ありがとうございました。

藤井(与)委員　私も勉強不足で甚だ申し訳ございませんけれど、あまり難しく考えれば考えるくらい難しいんですよ。例えば9月になれば敬老会がありますが、小学校でやった場合と、四日町とか小舟渡でやった場合だと、小学校でやるとおそらくどこでも半分来るか来ないか、自治会や行政でやれば少なくとも7割か8割は出席しているんです。要するに大きくなればなるほど、例えばバス対策の話が出ましたけれども、そこに共通のバスがなければならぬとか、範囲が大きければ、やはり行っても人と人との付き合いが分からない、小さくやれば話合いも出来る。そんなようなかたちの中で考えていくと協働参画も簡単にいくと思うんですよ。そうしてやったところで、条例がこうだからこうしようというように考えて、最初から条例がこうだから、こうやらなければという、言うなれば、たがにはまったようなものではなくて、出来るだけ皆さんが参画して皆さんで話し合うようなかたちをやらないと、絶対今言ったように、行政と我々との話はまとまりませんし、やはり行政は行政の中に、そこに予算というものが生じてくると思います。私たちからいえば、市のほうに、例えば税金をとっているじゃないか、言葉はおかしいですけども、その中でやれるんだからというようなかたちも出来ると思うんですよ。だから、そんなに難しく考えないで、どうしたら協働参画がこういうものに出来ればと思います。

それから今は家族制度が崩壊して核家族化なわけですよ。例えば結婚すれば二人家族で共稼ぎをしなきゃならない生活ができない。例えば、ここに協働参画してくださいと言われても出来ない。昔のように大家族があって、今日、時間があるからお父さん行ってみるとか、母さん行ってみるとか、そういうかたちで出来ると思うんです。今までも何かやるというと、例えばですが、あれは行政からのことだから行っても行かなくてもいいと言っているような例があるから、それをどのように皆さんで吸収をしながら参考にしながら、集めて参画するのが協働参画の目的じゃないかと私はそう思います。

議長　ありがとうございました。ということで最後を締めくくっていただきました。皆さんで、この委員会に所属して花巻市の市民の参画・協働に関わったことが誇りとして、毎日近所の方々とも参画についてお話ししたり、或いは今度の事業についてどう対応するかと、楽しくわくわくお話ししたりという身近なところで感じながら、関わって良かったとなるような進め方をしていければいいなと、今、藤井さんのお話を伺いながらつくづく思います。ありがとうございました。

今日の協議につきましては以上で終わらせていただきます。次回は10月20日ということですので、又、よろしく申し上げます。

事務局(役重地域振興課長)

事務局から2点ほど報告をさせていただきたいと思います。
まず、今日ご欠席の臺委員さんから事前にご意見をいただいておりますので紹介をさせていただきます。3点ほどありましたが、1点目には、この協働参画については、議決された条例の文言が基本のスタート地点である、策定経過については尊重すべきであるが、やはり明記されている事柄にまず立つということを基本としていただきたいというのが1点。それから2点目には、諮問内容の市民参画の評価。これについては別立てとして審議するのはボリュームが多いのではないかと。参画の適用対象、しくみづくりなどを議論する中で評価についても自ずと一体的に検討されるのではないかと。3点目には、審議の進め方についてということで、委員会の開催頻度は2か月に1回が妥当、多くても1か月に1回が限度ではないかと。委員会の

情報公開等のルールについては、同じ市の附属機関という事で他の審議会等とのバランス、統一を考慮していいのではないかとということでご意見いただいております。ご紹介させていただきます。

それから、先ほど話題になりました委員会へのご意見、或いは委員会としての情報公開のあり方ということで、第1回の開催の後に早速寄せられたご意見がございましたので、そこを紹介させていただきたいと思います。市内の女性の方からということでございましたが、委員会の運営に直接係わる部分ということですが、傍聴者に対する資料の配布のことでございました。傍聴にいらした際に視覚に障がいがあるということでしたので、点訳されてないものであると資料が読み取れないというご指摘でした。市では点字プリンターを用意して必要な資料を点訳できるようにというしくみづくりを進めておりました、まだ対応が出来ないのですが、そういったハードが出来次第、出来る限り対応していきたいと考えております。ご報告については以上でございます。

それから一点確認させていただきたいのですが、答申時期についての結論が今回は出ませんでしたけれども、いずれ開催回数というのが、今年度、私どもも努力するという中で、次回に今年度、開催回数等を可能な大まかな範囲にお示しできると思いますので、その中で議論して、時期についても明確にさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

議長 先ほどは、一通りきちんと諮問受けた内容を委員会としてまとめた段階で答申しますということでお話しましたが、任期2年の中で進めているわけで、必ずしも年度内ということでもなくてもよろしいですか。

丸山委員 それに関してですが、諮問内容とは、先ほど出された内容で変更はしないのですか。しくみづくりと評価ですか。全て最後は一括ですか。

大山地域振興部長 そうですね、個別よりは一括の方が良いのではないかなと思いますが。

丸山委員 例えば、やり残ったものがあれば、やり残しましたよと、全て結論を出さなければいけないということかどうか。

藤井(公)委員 答申するのは、諮問されたものを一括でやるのが普通だと思いますから。

丸山委員 それを含めて気になるんですよね。諮問というものが、そういうものと分かるんですが、そういうやり方にとって良いのかなと。例えば最後は何も附帯意見がつかなければ諮問の通り答申いたしますということになるわけですか。

議長 具体的に項目をつくるわけですね。

丸山委員 分かりました。

議長 大変有意義な審議を進めてまいりました。それでは以上で本日の審議は終わりにいたします。ありがとうございました。

(午後3時50分 散会)